

第1編 総論

第1編では、計画策定の目的や国民保護措置を実施するにあたり、計画全体の基本的な事項について記載しています。

国民保護計画の基本方針

- 基本的人権の尊重
- 国民の権利利益の迅速な救済
- 国民に対する情報提供
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 国民の協力
- 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
- 国民保護措置に従事する者等の安全確保

■ 清里町の地理的、社会的特徴への配慮

町の地形、気候、人口・職業構成、道路交通網や、また緑ダムが所在することなど



第2編 平素からの備えや予防

第2編では、武力攻撃事態等が起こったとき、国民保護措置等を的確かつ迅速に行えるよう、平素から取り組むべき事項について記載しています。

● 組織・体制の整備等

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、防災体制を活用し、職員の必要な組織及び体制、職員配置、参集基準及び服務基準等を定め、24時間体制を確立します。

また、国・北海道、消防機関等の関係機関との連携体制の整備や通信の確保、情報収集や提供等の体制整備を行います。

● 物資及び資材の備蓄、整備

防災用備蓄の品目や基準等をふまえ、国民保護措置に必要な備蓄・管理又は調達体制を整備します。

● 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難に関する基礎的資料収集（住宅地図、道路網、自治会連絡先等）や、北海道が行う避難施設等の指定に協力するとともに、避難実施要綱の整備を行います。

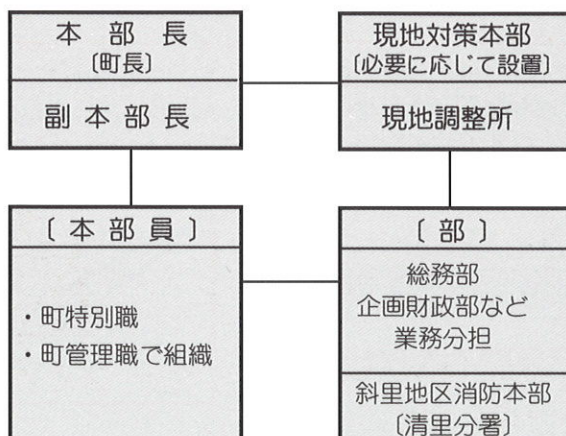
また、救護、物資輸送に関して、実態の把握を行い具体的な実施体制を整備します。

● 国民保護に関する啓発

国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるように、広報誌、インターネット等を活用し啓発を行います。

また、武力攻撃事態等において住民が取るべき行動等に関する啓発も行います。

清里町国民保護対策本部組織



【事態認定前における初動措置】

町は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合は、北海道及び警察に連絡を行うとともに、関係機関と連携し情報収集・分析を的確かつ迅速な対応を行なうため、「緊急事態連絡室」を設置する。